

社会医療法人千秋会
井野口病院
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
【運営規程】

(事業の目的)

第1条 社会医療法人千秋会が開設する井野口病院(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)にある者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 井野口病院
- ② 所在地 〒739-0007 広島県東広島市西条土与丸6丁目1番91号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職 種 | 資 格 | 常勤 専従 | 常勤 兼務 | 非常勤 専従 | 非常勤 兼務 | 備 考 |
|-----|-----|----------|----------|-----------|-----------|-------|
| 管理者 | 医師 | — | 1名 | — | — | 医師と兼務 |

| | | | | | | |
|-------|----|----------|----|----------|---|-------------|
| 医師 | 同左 | 1名 以上 | 1名 | — | — | 常勤兼務は管理者と兼務 |
| 理学療法士 | 同左 | — | — | 1名 以上 | — | |
| 作業療法士 | 同左 | — | — | 1名 以上 | — | |
| 言語聴覚士 | 同左 | — | — | 1名 以上 | — | |

(1) 管理者

管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 医師

医師は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な指導、助言を行う。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、水曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日から翌年1月3日）、盆（8月13日から8月15日）等、井野口病院の休診日は除く。

② 営業時間

午前8時30分から17時30分までとする。

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスで

あるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

| 区分（片道の距離） | 交通費 |
|--------------------------------------|------|
| 3. 5km未満 | 150円 |
| 3. 5km以上4. 5km未満 | 200円 |
| 4. 5km以上5. 5km未満 | 250円 |
| 5. 5km以上6. 5km未満 | 300円 |
| 6. 5km以上7. 5km未満 | 350円 |
| 以下、1km増すごとに50円を加算する。 ※消費税は別途徴収する。 | |

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、同意を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 東広島市の一部（西条、八本松、高屋、志和、福富、黒瀬）とする。

上記地域以外に利用希望者がいた場合等、希望者と相談の上、実状を考慮し利用の可否について、決定する。

（緊急時における対応方法）

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（身体拘束）

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修
- ② その他必要時研修を行うものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人千秋会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2020年2月1日から施行する。
- この規程は、2020年4月1日から改定施行する。
- この規定は、2021年4月1日から改定施行する。
- この規定は、2024年4月1日から改定施行する。